

第2 計画の内容

1 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から、重点的に取り組む施策として、次の11の施策を「重点施策」として定め、積極的に推進していきます。

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

重点1 デートDV*防止啓発の推進（3①）

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、各教育機関において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう啓発資料を作成・配布し、講座を開催します。

啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ*の予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

- デートDV防止講座の実施 年5校以上
- デートDV啓発資料の作成・配布

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

重点2 警察における加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（2②）

現に暴力が行われていると認められるなど加害者の行為が犯罪行為に該当する場合は、直ちに被害者の安全を確保するとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

- 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置

重点3 市町村における相談機能等強化への支援（3⑤）

被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センター*の設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

また、市町村において複数の課題を抱えた被害者からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、市町村DV防止基本計画の策定や庁内外の関係機関によるDV対策連携会議の設置と円滑な運営など、体制構築を支援します。

市町村職員に対し、研修実施や市町村窓口からの個別事案について相談に応じるなど、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

- 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数
16市（平成28年7月1日現在） → 29市（平成33年度末）
- DV防止基本計画の策定市町村数
60市町（平成28年4月1日現在） → 全市町村（平成33年度末）
- 庁内外の関係機関とのDV対策連携会議を設置する市町村数
27市町（平成28年4月1日現在） → 全市町村（平成33年度末）

重点4 若年者向けの相談体制等の充実（3⑧）

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイスをを行います。

- 教育関係者向け研修会 年1回以上
- デートDV防止啓発ハンドブックや啓発リーフレットを活用した学校での相談体制の充実とデートDVへの取組強化

重点5 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実（4①）

DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

一時保護施設において被害者が同伴する子どもに対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

- 多様な被害者の状況を考慮した
関係機関等を対象とした研修会等の開催 年7回以上
- 被害者が同伴する子ども（3歳以上に限る）の面接実施

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

重点6 DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施（2③）

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が必要です。被害者と子どもに対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラム*の普及を図ります。

■ 身近な地域で心のケアを受けられる支援体制の構築

※ 被害者が自立するためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が不可欠なため、被害者が身近な地域で心のケアを受けられる支援体制の構築を目指します。

■ DV被害者（その子どもを含む）を対象とした心理教育プログラムの県内各地での実施 年1か所以上

重点7 就業支援・職業訓練施策による支援（3③）

一時保護施設において、女性キャリアセンター*と連携を図り、被害者に対する就業支援を行います。

■ 一時保護施設での就業支援

就職支援セミナー・個別相談（キャリアカウンセリング）の実施 年12回以上

重点8 安定的な自立に向けての継続的支援（7①）

被害者の安定的自立に向け、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

■ 市町村等関係機関との連携強化による継続的支援

※ 被害者の安定的な自立を図るため、関係機関の連携の下、継続して支援を行うことを目標としました。

重点 9 民間団体による継続的自立支援（7②）

シェルター*の運営等をしている民間団体と協働し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、DV被害者の自立支援を図ります。

■ DV被害者への継続的な自立支援の実施

※ DV被害者の自立を図るため、DV被害者の状況に応じたきめ細やかな対応が可能な民間団体による相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行います。

■ DV被害者を支援する民間団体の参入促進

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

重点 10 一時保護施設における保育・学習支援の充実（3③）

被害者が同伴する子どもに対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

また、教育委員会とともに学習の継続のための適切な支援を行います。

■ 一時保護施設における専門スタッフ等による学習の実施 週5日

基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

重点 11 事業活動への支援（2①）

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性を活かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、活動費を助成します。

また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行います。

さらに、継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策の検討など取組の充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。

このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など関連する情報提供を行います。

■ 民間団体交流会の開催 年2回以上

■ 民間団体への情報提供 月1回以上